

「保険会社向けの総合的な監督指針」新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>保険監督上の評価項目</p> <p>- 1 経営管理</p> <p>- 1 - 2 主な着眼点 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 保険計理人 ～ (略)</p> <p>法第 121 条第 1 項第 1 号(法第 199 条において準用する場合を含む。)に掲げる事項の確認をする場合は、危険準備金が規則第 69 条及び第 70 条に規定するところにより、適正に積立てられているかの確認を含むものとする。特に、<u>第三分野保険(法第 3 条第 4 項第 2 号又は同条第 5 項第 2 号に規定する保険をいう。以下同じ。)</u>における、平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 231 号に規定するストレステストを使用しての積立額の算出の合理性・妥当性の確認については、留意するものとする。</p> <p>(8) (略)</p> <p>- 2 財務の健全性</p> <p>- 2 - 1 責任準備金等の積立の適切性</p>	<p>保険監督上の評価項目</p> <p>- 1 経営管理</p> <p>- 1 - 2 主な着眼点 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 保険計理人 ～ (略)</p> <p>法第 121 条第 1 項第 1 号(法第 199 条において準用する場合を含む。)に掲げる事項の確認をする場合は、危険準備金が規則第 69 条及び第 70 条に規定するところにより、適正に積立てられているかの確認を含むものとする。特に、<u>第三分野保険(規則第 6 条第 1 項第 11 号に規定する第三分野保険をいう。以下同じ。)</u>における、平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 231 号に規定するストレステストを使用しての積立額の算出の合理性・妥当性の確認については、留意するものとする。</p> <p>(8) (略)</p> <p>- 2 財務の健全性</p> <p>- 2 - 1 責任準備金等の積立の適切性</p>

- 2 - 1 - 4 経理処理

(1) 将来収支分析について

保険計理人が、平成 12 年 6 月 23 日金融監督庁・大蔵省告示第 22 号（以下、「将来収支分析告示」という。）第 2 条に規定する認定基準に基づいて法第 121 条第 1 項第 1 号及び同項第 3 号（法第 199 条において準用する場合を含む。）に掲げる事項の確認に関する将来収支分析を行うに際して、当該認定基準に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用した場合は、どのようなシナリオを用いたのか、またそれが合理的である根拠等を適切に開示していること。

（略）

(2) 保険計理人意見書

・ （略）

実務基準に基づく将来収支分析により、現在の責任準備金の水準が十分であると判断されない場合であって、経営政策の変更により当該責任準備金不足相当額の一部又は全部を積み立てなくともよい旨意見書に記載されている場合、当該経営政策の変更が、ただちに行われるものであるかどうかの根拠（計画等）が示されているかどうか。この場合、翌年度以降の意見書において、当該経営政策の変更が実現されている旨示されているかどうか。

- 2 - 1 - 4 経理処理

(1) 将来収支分析について

保険計理人が、平成 12 年 6 月 23 日金融監督庁・大蔵省告示第 22 号第 2 条に規定する認定基準に基づいて法第 121 条第 1 項第 1 号及び同項第 3 号（法第 199 条において準用する場合を含む。）に掲げる事項の確認に関する将来収支分析を行うに際して、当該認定基準に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用した場合は、どのようなシナリオを用いたのか、またそれが合理的である根拠等を適切に開示していること。

（略）

(2) 保険計理人意見書

・ （略）

将来収支分析により、現在の責任準備金が将来の債務の履行に支障を来たすおそれがあると認められない水準であると判断されない場合であって、経営政策の変更により当該責任準備金不足相当額の一部又は全部を積み立てなくともよい旨意見書に記載されている場合、当該経営政策の変更が、ただちに行われるものであるかどうかの根拠（計画等）が示されているかどうか。この場合、翌年度以降の意見書において、当該経営政策の変更が実現されている旨示されているかどうか。

実務基準に基づく将来収支分析により、現在の責任準備金の水準が十分であると判断されない場合であって経営政策の変更によっても当該責任準備金不足額が解消できず、規則第 69 条第 5 項又は規則第 70 条第 3 項の規定に基づき追加して責任準備金を積み立てる必要がある場合、保険会社の経営実態を踏まえた合理的な責任準備金の積立計画を策定し、法第 4 条第 2 項第 4 号に掲げる書類を変更することにより積み立てるなど適切な措置がとられているか。

(新設)(項目の整理)

将来収支分析により、現在の責任準備金が将来の債務の履行に支障を来たすおそれがあると認められない水準であると判断されない場合であって経営政策の変更によっても当該責任準備金不足額が解消できず、規則第 69 条第 5 項又は規則第 70 条第 3 項の規定に基づき追加して責任準備金を積み立てる必要がある場合、保険会社の経営実態を踏まえた合理的な責任準備金の積立計画を策定し、法第 4 条第 2 項第 4 号に掲げる書類を変更することにより積み立てるなど適切な措置がとられているか。

- 2 - 8 資産負債管理及びリスク管理態勢

- 2 - 8 - 1 資産負債の総合的な管理

- 2 - 8 - 1 - 1 意義

資産及び負債、資産の運用方針及び負債の管理方針が、リスクの特性やソルベンシーの状況に適合していることを確保するためには、資産負債全体の状況を把握し管理するための効果的な態勢を整備し、資産負債全体を適切に管理することが求められる。

- 2 - 8 - 1 - 2 主な着眼点

(1) 資産負債全体を統合的に把握する部門を設置し、同部門の長及び担当役員を配置した上で、同役員、代表取締役、取締役会等に、資産負債全体の総合的な管理の状況を適時適切に報告する態勢が整備され、かつ、その態勢に則り適時適切な報告が行われている

か。

また、資産負債全体を統合的に把握する部門は、例えば収益部門から機能的に独立しているなど、関連する部門との間で相互牽制機能が確保されているか。

(2) 取締役会は、資産負債全体の総合的な管理に関する戦略目標を設定し、戦略目標の中でリスク許容度に関する方針を明確化しているか。

(3) 同目標に基づき、資産運用と負債管理（既存の負債のみならず、新規商品開発等により今後発生する負債の管理を含む。）が行われる態勢が整備されているか。

(4) 資産負債管理は、経済価値、すなわち、市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づいて行われているか。現時点において、例えば保険契約に含まれているオプションに起因するリスクの評価等、経済価値に基づく評価手法が完全に確立されていない場合には、各社でとりうる最善の手法に基づいているか。

(5) 資産負債を統合的に管理する際に、少なくとも、経済価値に対する潜在的な影響に関して重要と考えられるリスクは資産負債管理の枠組みにおいて評価されているか。

そうしたリスクには以下のリスクが含まれる。

— 市場リスク

市場リスクは、資産運用リスクにとどまらず、負債の金利リスクを含めた資産負債全体に対する市場変動に伴うリスクをいう。従って、例えば、ア．金利リスク（資産の金利リスクに加えて、負債の金利リスクを含む。）、イ．株式、不動産その他の資産の価格変動リスク、ウ．為替リスク、エ．市場に関連する信用リスクが含まれる。

— 保険引受リスク

— 流動性リスク

(6) 資産負債全体の総合的な管理に関する戦略目標及び管理に用いられる評価手法について、部門長、担当役員を含めた関連する職員が、その役割に応じた十分な理解をしているか。

(7) 経営方針、外部環境及びソルベンシーの状況の変化に応じて、同目標及び管理が適切であることを確保するための検証が適時に行われているか。

- 2 - 8 - 1 - 3 監督手法・対応

資産負債の総合的な管理に問題があると認められる場合には、原因及び改善策等について、深度のあるヒアリングを行い、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求めるものとする。

2-8 保険引受リスク管理態勢 (略)

-2-8-1 意義 (略)

-2-8-2 主な着眼点 (略)

-2-8-3 監督手法・対応 (略)

-2-9 資産運用リスク管理態勢 (略)

-2-9-1 意義 (略)

-2-9-2 主な着眼点 (略)

-2-9-3 監督手法・対応 (略)

-2-10 流動性リスク管理態勢 (略)

-2-10-1 意義 (略)

-2-10-2 主な着眼点 (略)

-2-8-2 保険引受リスク管理態勢 (略)

-2-8-2-1 意義 (略)

-2-8-2-2 主な着眼点 (略)

-2-8-2-3 監督手法・対応 (略)

-2-8-3 資産運用リスク管理態勢 (略)

-2-8-3-1 意義 (略)

-2-8-3-2 主な着眼点 (略)

-2-8-3-3 監督手法・対応 (略)

-2-8-4 流動性リスク管理態勢 (略)

-2-8-4-1 意義 (略)

-2-8-4-2 主な着眼点 (略)

- 2 - 10 - 3 監督手法・対応 (略)

保険監督に係る事務処理上の留意点

- 1 監督事務の流れ

- 1 - 1 オフサイト・モニタリングの主な留意点

(1) (略)

(2) 定期的なヒアリング

・ (略)

(新設)

— 保険計理人ヒアリング

毎決算期において、保険計理人に対して法第 121 条に基づく意見書に関するヒアリングを実施し、責任準備金の積立、契約者配当、事業継続基準及び既発生未報告損害支払備金の見積り（損害保険会社等の保険計理人に限る。）に関する意見を聴取することとする。

- 2 - 8 - 4 - 3 監督手法・対応 (略)

保険監督に係る事務処理上の留意点

- 1 監督事務の流れ

- 1 - 1 オフサイト・モニタリングの主な留意点

(1) (略)

(2) 定期的なヒアリング

・ (略)

— 資産負債管理及びリスク管理ヒアリング

資産負債管理及びリスク管理の現状、課題、方向性について、ヒアリングを実施することとする。

— 保険計理人ヒアリング

責任準備金の算出方法等の保険数理に関する経営管理上の関与事項について、必要に応じ、保険計理人に対してヒアリングを実施することとする。

また、毎決算期において、保険計理人に対して法第 121 条に基づく意見書に関するヒアリングを実施し、責任準備金の積立、契約者配当、事業継続基準及び既発生未報告損害支払備金の見積り（損害保険会社等の保険計理人に限る。）に関する意見を聴取することとする。

- 2 保険業法等に係る事務処理

- 2 - 19 ソルベンシー・マージン比率の計算

- 2 - 19 - 4 ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック
(1)・(2)(略)

(3) 告示第 1 条第 3 項第 5 号における「これに準ずるものの額」とは、基金の償却に充てることを目的として純資産の部に計上される任意積立金の額（その決算期に積み立てる額を含む。）を指すこととするが、これに該当しているか。

(4) 告示第 2 条第 6 項第 1 号及び第 2 号における「意図的に取引を行っていると認められる場合における当該行っている取引」について、適正な控除が行われているか。

(注)(略)

- 2 - 19 - 5 (略)

- 2 - 19 - 6 変額年金保険等の最低保証リスクについて

(1) 標準的方式

告示第 2 条第 3 項の規定により、最低保証リスク相当額の評価において標準的方式（保険料積立金と合わせて概ね 90%の事象をカバーできる水準に対応する最低保証リスク相当額を定めるも

- 2 保険業法等に係る事務処理

- 2 - 19 ソルベンシー・マージン比率の計算

- 2 - 19 - 4 ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック
(1)・(2)(略)

(3) 告示第 1 条第 3 項第 4 号における「これに準ずるものの額」とは、基金の償却に充てることを目的として純資産の部に計上される任意積立金の額（その決算期に積み立てる額を含む。）を指すこととするが、これに該当しているか。

(4) 告示第 2 条第 8 項第 1 号及び第 2 号における「当該意図的に行っていると認められる取引に係る対象取引残高に相当する額」は、適正に算出されているか。

(注)(略)

- 2 - 19 - 5 (略)

- 2 - 19 - 6 変額年金保険等の最低保証リスクについて

(1) 標準的方式

告示第 2 条第 4 項の規定により、最低保証リスク相当額の評価において標準的方式（保険料積立金と合わせて概ね 90%の事象をカバーできる水準に対応する最低保証リスク相当額を定めるも

の)を使用する場合に、平成 17 年 3 月 31 日以前に締結した変額年金保険契約等のうち保険金等の額を最低保証している保険契約についても、最低保証リスク相当額を算出するものとなっているか。

(2) 代替的方式

告示第 2 条第 3 項の規定により、最低保証リスク相当額の評価において代替的方式を使用する場合に留意すべき事項は以下のとおり。

～ (略)

(3) (略)

の)を使用する場合に、平成 17 年 3 月 31 日以前に締結した変額年金保険契約等のうち保険金等の額を最低保証している保険契約についても、最低保証リスク相当額を算出するものとなっているか。

(2) 代替的方式

告示第 2 条第 4 項の規定により、最低保証リスク相当額の評価において代替的方式を使用する場合に留意すべき事項は以下のとおり。

～ (略)

(3) (略)

「少額短期保険業者向けの監督指針」新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>・ 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>- 2 財務の健全性</p> <p>- 2 - 6 保険引受リスク管理態勢</p> <p>- 2 - 6 - 2 主な着眼点 「総合指針 - 2 - 8 - <u>2</u> <保険引受リスク管理態勢> 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>- 2 - 8 流動性リスク管理態勢</p> <p>- 2 - 8 - 2 主な着眼点 「総合指針 - 2 - <u>10 - 2</u> <流動性リスク管理態勢> 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p>	<p>・ 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>- 2 財務の健全性</p> <p>- 2 - 6 保険引受リスク管理態勢</p> <p>- 2 - 6 - 2 主な着眼点 「総合指針 - 2 - 8 - <u>2 - 2</u> <保険引受リスク管理態勢> 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>- 2 - 8 流動性リスク管理態勢</p> <p>- 2 - 8 - 2 主な着眼点 「総合指針 - 2 - <u>8 - 4 - 2</u> <流動性リスク管理態勢> 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p>